

資料 1

7 新食第 1098 号
令和 7 年 8 月 4 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の
促進に関する基本的な方針の策定について（諮問）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項の規定の例により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針を策定することについて、同条第 4 項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。